

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県立近代美術館協議会 (県立近代美術館)	
設置年月日	昭和57年11月1日	
設置根拠等	博物館法第23条第1項 埼玉県立近代美術館協議会条例 埼玉県立近代美術館協議会規則	
委員定数・任期	15人以内・2年	
職務内容	美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。	
公開・非公開 の別	公開	ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
令和6年度の 活動状況 ・開催日 ・開催日 ・場所 ・場所 ・議題等 ・議題等	<p>第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 令和6年8月29日(木) ・場所 埼玉県立近代美術館 会議室 ・議題等 令和5年度事業報告について 令和6年度事業実施状況について 博物館評価について <p>第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 令和7年2月27日(木) ・場所 埼玉県立近代美術館 会議室 ・議題等 令和6年度事業実施状況について 令和7年度事業計画(案)について 博物館評価について 	